

令和8年度安城市小中学校児童生徒学校給食費無償化事業について

(安城市立以外の学校に在籍の場合)

子育て世帯の経済負担の軽減を図るため、申請に基づき小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費等の補助を行います。

補助要件に該当し補助を希望する方は、下記の要件をご確認のうえ申請してください。(該当する場合であっても、申請がなければ補助は受けられません。)

◆補助要件 (①かつ②に該当)

①児童生徒^(※1)及びその保護者の住民登録が安城市にある。^(※1)山村留学等で市外に児童生徒の住所がある場合などは補助対象となります。

②申請日時点で安城市立以外の小中学校^(※2)に在籍している。^(※2)安城市立以外の小中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部

◆補助金額…給食等実食数(安城市立学校の給食予定日数)×給食単価(小学生:330円、中学生:380円)※なお給食単価は変更になる場合があります。ただし、上限は安城市立小中学校にて支給される金額となり、補助対象期間中に次に該当する場合は減額されます。

・在籍する学校において、学校給食が国、地方公共団体等の施策により全額無償で提供されている。

・給食費に係る費用について、国、地方公共団体等から他の助成を受けている。

◆申請方法 (①または②の方法で申請)

①下記書類を添えて総務課給食係へ提出してください。

・安城市小中学校児童生徒学校給食費等に関する補助金交付申請書(様式第1)

②あいち電子申請・届出システム「安城市小中学校児童生徒学校給食費等補助金交付申請」に必要事項を入力の上申請してください。**(令和8年4月1日(水)以降入力可)**



◆申請先…〒446-0045 安城市横山町下毛賀知13番地1

安城市教育委員会 総務課 給食係(郵送可)

◆申請期間…随時受付致します。(申請月の翌月から交付対象)

◆交付決定…補助金交付決定者へ別途通知しますが、補助対象期間は申請書提出以降の交付決定期間となります。補助金額は、実績報告書を確認し最終決定します。

◆実績報告…年度末までに実績報告書をご提出ください。

◆支払時期…年度末までに提出いただく実績報告書に基づき、翌年度の5月までに支払います。

◆注意事項…申請後、申請内容に異動が生じた場合は、異動後1か月以内に届出をしてください。今年度補助対象の方で、翌年度も条件に当てはまる方も改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

交付対象となる期間の開始月の前月末日(開始月が4月の場合安城市立学校の給食開始日前日)を期限として申請が必要となります。

年間で交付を受けるためには、令和8年4月13日(月)までに申請が必要です。

(郵送の場合は消印有効)

☆安城市公式ウェブサイト「望遠郷」に、申請書および記入例を掲載しております。ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

担当 安城市教育委員会 総務課 給食係 TEL (0566) 71-2253